

「もりおか地域新社会人合同歓迎会」開催のご案内

盛岡公共職業安定所管内（盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町）の事業所に就職した平成25年3月新規学校卒業者等（卒業後3年以内の既卒者を含む。以下同じ。）に対し、新社会人としての門出を祝福するとともに、勤労青少年としての自覚と勤労意欲の高揚を図ることを目的として、「もりおか地域新社会人合同歓迎会」を開催します。

企業及び地域経済発展の担い手となる、これら地元就職者への歓迎と激励を込めて開催いたしますので、就職者の出席について、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

★開催日時

平成25年4月5日（金） 14:00～16:00

★開催場所

ホテルメトロポリタン盛岡 本館4階
（盛岡市盛岡駅前通1-44 TEL019-625-1211）

★参加対象者

平成25年3月新規学校（公共職業能力開発施設等を含む）卒業者等で、管内事業所に就職した方。

★主催

盛岡公共職業安定所、盛岡地域雇用開発協会

★後援

岩手労働局、盛岡広域振興局、盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、盛岡商工会議所

★実施内容

第一部 式典（14:00～14:45）

第二部 講演（14:55～16:00）

なお、式典において平成24年度の優良勤労青少年表彰並びに職業生活体験作文入賞者の表彰も併せて行われます。

詳しい内容についての問い合わせは求人企画部門学卒担当までお願いいたします。

（TEL 019-624-8905）



写真は、平成24年度「合同歓迎会」の様子

| | | |
|---|-----------------------------------|---|
| | ○ 「もりおか地域新社会人合同歓迎会」開催のご案内 | 1 |
| も | ○ 公正な採用選考をめざして | 2 |
| く | ○ 平成25年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります | 3 |
| じ | ○ 平成25年度の雇用保険料率のお知らせ | 3 |
| | ○ 「盛岡・企業ガイドブック・ホームページ」2014年度版掲載案内 | 4 |
| | ○ 最近の求人求職のうごき | 4 |

公正な採用選考をめざして

- ◎日本国憲法は、全ての人に職業選択の自由を保障しています。
- ◎企業にも、採用方針や採用基準、採否の決定などの採用の自由が認められていますが、企業に採用の自由があるからといって、不当な求人条件を出したり、選考時に何を聞き、何を書かせてもよいというものでもありません。
- ◎応募者の基本的人権を侵してまで、採用の自由は認められていません。

採用選考にあたっては、次の2点を基本的な考え方として実施することが大切です。

「人を人としてみる」
人権尊重の精神、すなわち応募者の
基本的人権を尊重する

応募者の
適性・能力のみを基準として
採用選考を行う

選考する時の留意点

◆募集・応募書類

応募書類は、応募者の適性・能力のみを基準とした採用選考を行っていただくため、次のような様式が定められています。

- ・中学校卒業予定者・・・・・・・・・・・・・・・・・・職業相談票（乙）
- ・高等学校卒業予定者・・・・・・・・・・・・・・・・・・全国高等学校統一応募用紙
- ・大学等卒業予定者・・・・・・・・・・・・・・・・・・厚生労働省標準的参考例に準じた様式
- ・新規学校卒業者以外の一般求職者・・・・・・・・・・JIS規格の履歴書

※なお、企業独自で作られる応募書類（いわゆる「社用紙」）には、差別につながるおそれのある事項がしばしば見受けられますので、使用する場合は、事前に安定所までご相談ください。

◆採用選考時の健康診断

労働安全衛生規則第43条で規定している「雇入時の健康診断」は、常時使用する労働者を雇い入れた際における適正配置、入職後の健康管理に役立てるために実施するもので、採用選考時に実施することを義務づけたものではなく、また、応募者の採否を決定するために実施するものではありません。

合理的・客観的に必要性が認められない健康診断は実施しないようにしましょう。

◆学科試験・作文・面接など

学科試験や作文・面接などは、求める職種の業務遂行上必要な知識をもっているかどうかを判断するために実施するものです。採用する職務に関係のないと思われる問題、あるいは、質問などがないか留意して実施することが大切です。

本人に責任のない事項

- ◎本籍、出生地に関する事
- ◎家族に関する事
（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）
- ◎住宅状況に関する事
（間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など）
- ◎生活環境、家庭環境等に関する事

本来、自由であるべき事項

- ◎宗教に関する事
- ◎支持政党に関する事
- ◎人生観、生活信条などに関する事
- ◎尊敬する人物に関する事
- ◎思想に関する事
- ◎労働組合、学生運動など社会運動に関する事
- ◎購読新聞、雑誌、愛読書などに関する事

◆個人情報の適正な管理（履歴書の返却について）

求職者から提出される履歴書等は個人情報そのものです。事業所が不要になった個人情報を所持していることにより、第三者が入手したり、不正な目的で使用されたりすれば、個人情報保護法の観点からも大きなリスクを負う可能性があります。ご本人からの申し出があった場合に限らず、履歴書は速やかに返却して下さい。

なお、事務処理上の理由でやむを得ず返却が困難な場合は、予め、①提出された履歴書は返却しないこと、②採用選考以外の目的外使用はせず、採用選考終了後の不採用者の履歴書は適正に廃棄又は焼却等すること、の2点を求人票上に明示して下さい。

※詳細については、当ハローワーク求人企画部門公正採用担当（019-624-8905）へお問い合わせください。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、**平成25年4月1日から以下のように変わります。**
事業主の皆さまは、ご注意くださいませうお願いいたします。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | |
|-------------|--------|-------------|
| | 現 行 | 平成25年4月1日以降 |
| 民間企業 | 1.8% ⇒ | 2.0% |
| 国、地方公共団体等 | 2.1% ⇒ | 2.3% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.0% ⇒ | 2.2% |

※詳細については、当ハローワーク専門相談部門（019-624-8904）までお問い合わせください。

平成25年度の雇用保険料率のお知らせ

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの雇用保険料率は、平成24年度と変わらず次のとおりです。

（平成25年度 雇用保険料率表）

| 事業 の種類 | 負担者 | | ② 事業主負担 | | ①+② 雇用保険料率 |
|-----------------|----------------------------------|--|----------------|------------------|------------------|
| | ① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ) | | 失業等給付の 保険料率 | 雇用保険二事業 の保険料率 | |
| 一般の事業 | 5/1000 | | 5/1000 | 3.5/1000 | 13.5/1000 |
| 農林水産 清酒製造の事業 | 6/1000 | | 6/1000 | 3.5/1000 | 15.5/1000 |
| 建設の事業 | 6/1000 | | 6/1000 | 4.5/1000 | 16.5/1000 |

※詳細については、当ハローワーク雇用保険適用課（019-624-8906）までお問い合わせください。

『盛岡・企業ガイドブック・ホームページ』 2014年度版掲載企業を募集中！

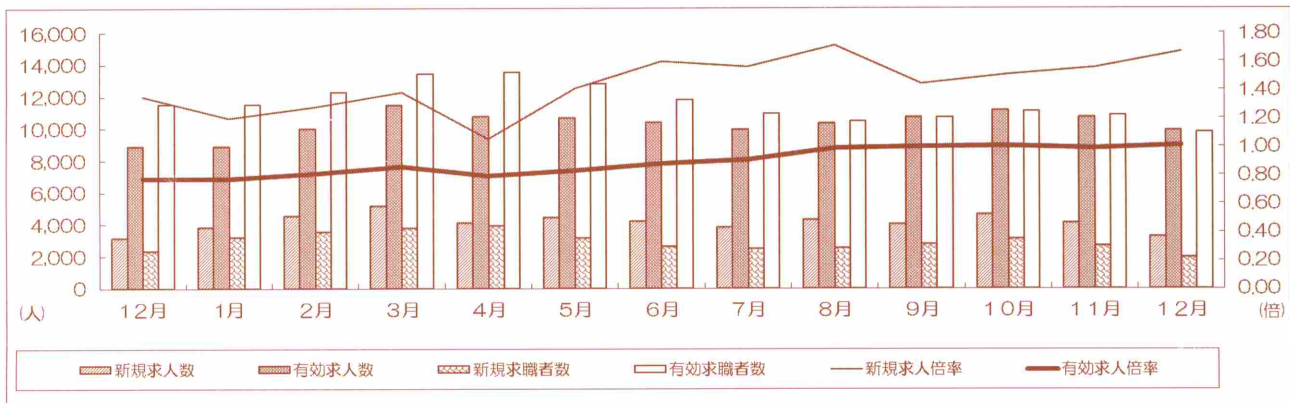
盛岡地域雇用開発協会では、地元労働力確保のための情報提供資料として活用され好評を得ている「盛岡企業ガイドブック」及び「盛岡企業ガイドホームページ」2014年度版への掲載を希望される企業を下記により募集しています。

多くの企業が掲載くださるようお願いします。

| | |
|------|--|
| 発行誌名 | 「盛岡企業ガイドブック」2014年度版 |
| 発行者 | 盛岡地域雇用開発協会「監修・盛岡公共職業安定所」 |
| 仕様版型 | A4（冊子）サイズ（表紙等カラー印刷、事業所案内1色刷り、ホームページはカラーになります） |
| 発行部数 | 3,500部 |
| 配布先 | 県内各高等学校、中学校を卒業予定で就職を希望する者 県内大学、短大、専門学校並びに全国の大学 新卒応援ハローワーク並びに岩手県Uターンセンター 新卒応援ハローワークを利用する学生、各就職面接会参加者 |
| 原稿締切 | 平成25年3月下旬 |
| 発行日 | 平成25年5月中旬 |
| その他 | 掲載は、ガイドブックとホームページ併用、ガイドブックあるいはホームページのみの掲載も可能です。 |
| 申込方法 | 所定の申込書に原稿を添えて、盛岡地域雇用開発協会へお申し込みください |

※詳細については、盛岡地域雇用開発協会事務局（ハローワーク盛岡内 TEL019-624-8905）までお問合せください。

最近の求人求職のうごき



ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク（1F）

TEL 019-621-2511 FAX 019-653-8608

盛岡新卒応援ハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

いわてキャリアアップハローワーク（2F）

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312